

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

<p>法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策推進法」(H25) ・「いじめ防止等のための基本的な方針」(H25) ・「鹿児島県いじめ防止基本方針」(H26) ・「霧島市いじめ防止基本方針」(H26) →「国分中学校いじめ防止基本方針」を策定 ・「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定(H29) ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(H29) ・「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(H29) 	<p>学校教育目標</p> <p>気づき、考え、行動する国中生を育てる</p> <hr/> <p>目指す生徒像 《誠実・挑戦》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らを律し、互いに助け合い励ましあう生徒 ・志を立て、計画的に学習に励む生徒 ・心と体を鍛え、当たり前のことを当たり前に行える生徒 ・他者の立場で物事を考え、他者と協働できる生徒 <p>[友愛] [向学] [克己] [協調] キャッチフレーズ FightingSpirits・Friendship・Fair・Flower・Future</p>	<p>本校生徒の実態</p> <p>ほとんどの生徒が基本的な生活習慣が身に付いており、明るく素直な生徒が多い。</p> <p>一方、課題として、自主性や積極性をだし惜しみする生徒も多くみられる。また、発言等で相手の気持ちを深く考えずに、人を傷つけてしまう場面も見られる。人間関係に悩み、不登校になる生徒も多い。</p>		
<p>社会の要請・法制定の意義</p> <p>いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたって直面する課題である。</p> <p>いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。</p> <p>日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p>いじめ防止に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめはどの子どもにも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ・いじめは絶対に許されない行為である。 ・いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題への認識、及びそれに対する姿勢にある。 	<p>市のいじめ問題に対する基本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる。 ・まだ気付いていないいじめがある。 ・ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ・いじめを1件でも多く察知・発見し、1件でも多く解決する。 		
	<p>国分中学校いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭を主な構成員とし月1回以上の定例会を行う。 ○事案に応じては、担任、部活動顧問等を加えて会を実施する。 ○必要に応じて、地域の関係者(学校評議員・民生委員・自治会長・PTA 役員)、専門家(スクールカウンセラー・いじめ相談員)を加えて会を実施する。 	<p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策支援室 ・警察 ・市児童福祉課 ・県中央児童相談所 		
		<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA ・青少年育成会議 ・民生委員 ・学校評議員 		
	<p>教職員：生徒指導部会・教育相談・職員研修 生徒：生徒会・生徒会いじめ対策会議 保護者：PTA 声かけ運動・授業参観・PTA 総会 市：SSW スクールポーター・いじめ問題対策支援室相談員・かけはし相談員 県：学校ネットトロール・SC 資料：いじめ対策連携・いじめ問題対応の手引き・いじめ対策リーフレット</p>			
<p>防 止</p> <p>早期発見</p> <p>措 置</p>	<p>教 職 員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の充実 ・コミュニケーション能力の育成 ・道徳の時間の充実 ・チェックリスト・リーフレット等の活用 ・構成的グループエンカウンター等の活用 ・「いじめ問題を考える週間」の取組 ・人権教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活の記録・教育相談の充実 ・学校楽しいーとの実施 ・いじめアンケートの実施(年3回) ・関係機関との連携(ネット関連) <ul style="list-style-type: none"> ・早急に組織的に対応 ・生徒の状態に合わせた継続的なケア ・関係機関との連携 	<p>生 徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権標語や作文の作成 ・いじめ撲滅ポスターや標語の作成 ・生徒会活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生活の記録 ・学校楽しいーと ・教育相談や日々の相談 ・いじめアンケート <ul style="list-style-type: none"> ・生徒や学級集団の自浄能力を高める 	<p>保 護 者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA等がいじめに関する内容を取扱い、防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するチェックリストの活用 ・三者相談等 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案に係わる情報を保護者と共有し、保護者間で争い等のないようにする。 	<p>地 域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での様々な活動を充実させ、その地域への所属感を高める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内で地域住民と保護者、保護者同士、地域と学校のパイプを太くする。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地区指導員、民生委員、学校評議員、自治会長、PTA 役員等で連携をとり、早期対応を行う。

